

清川村教育委員会会議録

日 時 平成30年7月31日(火) 午前9時00分
場 所 せせらぎ館3階 研修室
出席委員等 教育長 岩澤吉美、職務代理者 橋本直人、委員 加藤しのぶ、
委員 今野郁夫、委員 石川富美子
事務局 (杉山事務局長、山口参事兼指導主事、井上主幹)
欠 席 者 なし

議事日程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 教育長の報告
4. 議題
議案第11号 平成31年度教科用図書の採択について
5. 協議
(1) 清川の教育について
6. その他
7. 次回の会議日程
8. 閉会

会議に先立ち傍聴者が1名いるため、清川教育委員会会議規則13条により教育長の許可が必要となっているため、教育長に確認。

⇒教育長許可。傍聴者入室。

開会 (午前9時00分)

教育長あいさつ

7月20日の管内幼稚園・小中学校の修了式が行われた。7月28日には、台風12号の大雨による河川の増水、土砂災害の恐れがあり、本村においても午後には避難準備、高齢者の避難開始の発令により3世帯3名の住民が自主避難。村内に大きな被害はなかったが、緑中学校では配管がつまり、雨漏りが発生した。

教育長の報告

別紙により、教育長の動向について述べる。

教育長 「議案第11号 平成31年度教科用図書の採択について」を議題とする。議案審議に先立ちこれまでの経過について事務局より説明を求める。

事務局 過日の定例教育委員会議において採択いただいた清川村教育委員会の採択方針に基づき、愛川町教育委員会とともに愛甲採択地区協議会を設置し、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択に努めた。提出資料により説明。

審議 教育長より各委員へ平成31年度使用の中学校教科用図書「特別の教科 道徳」、小学校教科用図書、中学校教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の順で採択審議を諮る。

委員 異議なし

事務局 補足説明。平成30年度の愛甲採択地区協議会の意見集約の結果、同協議会委員から出された主な意見、清川村教科研究会の各中学校からの意見。以上3点の報告後、質疑と協議を経て採択をしていただきたい。

教育長 事務局へ3点の報告を求める。

事務局 中学校教科用図書特別の教科（道徳）について、先日実施された清川村教科書展示会において、来場者（記載されているもの）については、教職員1名、一般なし、意見も特段なし。要望書・意見書については、資料6のとおり1件。

平成30年度の愛甲採択地区協議会の意見集約の結果については、同協議会規約に基づく投票の結果、過半数を得た東京書籍の教科書を推薦。

同協議会委員からの主な意見については、清川村及び愛川町の特性について、地域外に羽ばたいていく生徒もいるため、広域的な視野で考えていくことが大切。生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることや言語活動の進め方について、東京書籍日本文教出版の教科書は丁寧に示されている。などの意見があった。

清川村教科研究会の各中学校からの意見については、別紙資料の3のとおり。

質疑

委員 「協議会からの意見もあったが、生徒が課題を自分自身で振り返る

方法として、各発行者でどのようなものがあるか。工夫されているものがあれば、教えていただきたい。

事務局 全ての教科書発行者には、巻末に多様な考え方や見方を促す発問がついている。日本文教出版と廣濟堂あかつきについては分冊があります。日本教科書は、4段階で教材に迫れたかどうかの自己評価をするページがついている。その他の教科書会社には、教材ごとにそれ自分の気づきを記入できるスペースや、最後に学期の振り返りを記入する箇所が設けられているものが多い。

工夫については、東京書籍はホワイトボードのように書き込みページを設け、自分の意見と他人を意見を交わしやすいような工夫がされている。また、生徒の心の動きを示す心情円がついている。

委員 ただいまの心情円とは、どのようなものなのか。どのような活用ができるのか。

事務局 生徒の心の動きを示すもので、円グラフになっている。問いに対して自分の意見がどちらに傾いているのか2つの心情のバランスを円グラフで表すことができるもの。協議会の中では、担任が作成できるのではないかとの意見もあったが、予め教科書の中に用意されており、文字や言葉で自分を表現することが苦手な生徒も自分の気持ちを示す有効な手立てとして必要であるという意見もあった。

委員 分冊は、小学校の採択の際にも話題になった。今回は日本文教出版と廣濟堂あかつきの2つの出版社が導入している。分冊については、どのような意見が出ていたか。

事務局 協議会の中での肯定的な意見としては、自分の振り返りの変化に気づくことができる。分冊はワークシートになっており教員が作成するのは難しく、教員にとっても助かるのではないか、という意見があった。調査員の報告では、日本文教出版のものは、ワークシートを分冊にしており、教科書の発問と同じ展開で進められるという報告があった。それに対して、廣濟堂あかつきのものは、複数の教材に対して分冊の1ページを使う部分もあるので、生徒の記入量によっては、書き方の工夫が必要な場合もあるため、若干の扱いにくさが懸念されていた。一方、教科書の一部として扱われるということで、使用しなくてはならないものということから、ワークシートを独自で作成したいという教員にとっては逆に負担となる場合も考えられる。また、教師が生徒に問いたい発問が予め用意されているた

め、教師自身が発問しづらくなるのではないかという意見もあった。よって、分冊については、慎重に扱わなければならないのではないかという意見が出ていた。生徒の机上で、教科書と分冊両方を開くことになるので、授業は教科書一冊だけを使用するほうがいいのではないかとの意見もあった。

委員 教科によって、出版社によって教科書のサイズが様々であるが、扱いやすさという点で意見があれば伺いたい。

事務局 一番大きなものは学研教育みらいのA4版であるが、他の教科のファイルなどでも使用しているサイズなので、持ち運びにも抵抗はないだろうという調査員の意見があった。ただ、A4版は開くとA3サイズとなるため、生徒の机のスペースをある程度占領してしまうため、加えてワークシートなどを使用する場合は、狭くなり扱いづらいのではないかという報告があった。B5サイズに比べると、縦方向の一文が長くなるので、生徒によっては読んでいる箇所を見逃してしまう心配がある、ということでした。AB版（B5横長）を採用しているのが東京書籍、学校図書、廣済堂あかつきですが、資料が入っても見やすくレイアウトがなされており、扱いには問題ないと報告されています。

委員 今の子どもたちの課題である「いじめ」や「命の尊さ」について、各発行者どのように扱われていますか？

事務局 各発行者とも「いじめ」や「命の尊さ」を重点的に扱っております。「いじめ」の教材に関しては、東京書籍・日本文教出版が、複数教材を組み合わせて一つのテーマを扱う「ユニット教材」を採用しており、段階的・継続的に「いじめ」について考えることができるようになっていきます。また、学研教育みらいは「クローズアップ」という、生きるうえでの考え方の選択肢を増やしていくことを狙った特設ページがあります。

また、情報モラルとも関連しますが、各発行者とも多くの中学生が日常的に接しているであろうSNSのやりとりを用いた教材があります。その中で実際のスマートフォンの画面のようなやりとりを用いて考えさせる教材を扱っているものもありました。

また、「命の尊さ」を考える教材につきましては、東京書籍・日本文教出版・光村図書・学研教育みらい・廣済堂あかつきが3年間で9教材と多く扱っています。東京書籍はこちらも「ユニット教材」を採用しており、「命の尊さ」についても、段階的・継続的に考えることができるようになっていきます。

委員 道徳の教科化にあたり、「考え、議論する」という部分、あるいは「問題解決的な学習」や「体験的な学習」について、どのように取り扱われているのでしょうか？

事務局 調査員の報告では、各発行者で教材の最後に自分の考えを深めることができるような問いが設定されています。また、体験的な学習や議論を重ねることについては、日本文教出版では「学習の進め方」が提示されており、生徒に可視化されていることでイメージを持ちやすいということ、また、東京書籍では、各学年に役割演技を主体とした「ACTION（アクション）」という活動ページがあり、今までになかったページとして生徒の目を惹くだけでなく、生徒自身が考え、議論し、物事を多面的・多角的に考えることにつながりやすく、道徳的価値に迫ることができると考えられます。

委員 協議会の意見の中に、「清川村や愛川町の地域の特性も大事だが、広域的に考える必要もあるのでは」という声があったが、地域性についてはどう考えていくのがよいのでしょうか。

事務局 協議員からの質問に対して、調査員報告では「愛川町の特性として挙げられているのが、礼儀正しくきまりを守る人、心優しく思いやりのある人の育成、そして清川村の特性として挙げられているのが、自己実現を目指す自立した人間、豊かな心と健やかな体を備えた人間、社会の形成者としての資質の育成とありますので、町や村を巣立っていく生徒たちにも必要な観点である」とありました。生まれ育った地域の特性を知り、それを学んだ上で社会を生き抜くことができる力を身につけるためにも、教材を身近に感じ、自分の地域の課題として踏み込めるような教科書は、生徒の成長の一助になると思われれます。

調査員報告にもありますが、東京書籍では1年で「山」を題材にした教材があり、身近に山を感じる清川の地域特性と結び付けやすいことや、村の発展のために努力しようとする中学生の教材、ここでは太鼓を扱った教材があり、青龍太鼓や宮ヶ瀬の太鼓など、生徒が身近に感じることでできる教材が扱われています。また、教育出版では「自然教室」について扱った教材や、日本文教出版でも「地域の夏祭り」を扱った教材、日本教科書では「発酵食給食」を扱った教材があり、いずれも地域との結びつきを考えさせられるものとなっています。

一方、学研教育みらいでは、地域を扱った教材では大規模な自治体のも

のもあり、村の実態に合わない内容と関連付けにくいことや、「やぎ」を食する教材については、やぎを飼育している宮ヶ瀬での状況を考えると、慎重に扱わなければならない教材であると言えます。

教育長 次に意見を求める。

意見

委員 事務局の報告や今までの質疑のなかで、東京書籍、日本文教出版、学研教育みらいあたりは、生徒が使いやすいような内容であることを感じました。ただ、学研教育みらいの教科書は唯一A4サイズで大きく、広げた時に机のスペースをとってしまい、煩雑になってしまうことは、支援の必要な生徒にとっても大変な気がします。内容はよいが、物理的な使いやすさを考えると、学研教育みらいはどうかかなと考えます。

委員 事務局からの説明にもありましたが、清川村の子どもたちが扱う教科書としては、やはり地域を振り返り、特性に踏み込んでいけるような教材がある教科書が良いと思います。特に東京書籍の「ぼくのふるさと」という教材は、いずれ村を出て行くかもしれないけど、それでも村のことを大事にしていきたいと考える中学生の様子が清川村の様子と似ていて、こういう教材を子どもに読んで欲しいと思いました。子ども自身が、自分のこととして重ねていける清川村に合う教材だと感じました。

また、先ほど宮ヶ瀬ではヤギを飼育しているという話がありましたが、学研教育みらいの「忘れられないご馳走」という教材は、世話したヤギを食べる話ですね。色々な見方はできると思いますが、ヤギと身近に触れ合っている生徒がどう思うかは、事務局の説明のとおり、慎重に扱う必要があるかもしれません。

委員 道徳が新しく教科化されるにあたって、子どもたちが「考え、議論する」ことや、「体験的な学習」や「問題解決的な学習」がしやすい工夫がなされているものがよいと思います。調査報告や事務局の説明にもあったとおり、東京書籍は役割演技の流れを示している「ACTION（アクション）」のページが各学年にあり、立場の違う考えに触れたり、自分の考えを改めて見つめることができるよい内容だと思います。日本文教出版も「学習の進め方」のページがあり、生徒も見通しを持って学習に臨めるだけでなく、先生も授業を進めやすいのではないのでしょうか。

委員 現代的な課題である「いじめ」についても、東京書籍と日本文教出版は「ユニット教材」を扱っていて、様々な角度から「いじめ」について

考えることができるのがよいと思います。教える側の工夫も必要だとは思いますが、一方的に「いじめはいけない」だけではなく、生徒が自分の考えを持ち、他人の考えを聴くことで、さらに自分の考えを見つめなおしていくことができるようになるきっかけを作っていけそうだと思います。東京書籍は「命の尊さ」についてもユニット教材を扱っていて、子どもたちに考えて欲しいという思いが伝わってきます。

委員 調査員報告の「3内容(2)」にあります。SNSを扱った教材も、今の生徒たちを取り巻く環境を考えるとしっかりと扱ってほしいと思います。各発行者とも扱いはあるようですが、中でも、実際の画面のような資料を活用している東京書籍のものがよいのではないのでしょうか。

委員 県の調査研究の結果や、調査員報告にもあるように、「いじめ」や「命の尊さ」を扱った教材が多いのもよいと思います。数をこなせばよいということではないでしょうが、多くの教材に触れることができる発行者のものは、今言われている「物事を多面的・多角的に考える」ことに繋がっていくと思います。

委員 小学校の採択時も話題になった分冊ですが、確かに日本文教出版の分冊は流れが示されていて先生も使いやすいかもしれませんが、先生たちが生徒の実態を踏まえて授業が進められることを考えると、教科書の中で導かれて、さらに分冊でも導かれてといったことは、今までの「価値感を一方的に押し付けてしまうような道徳」から生徒が抜け出せないのではないのでしょうか。

委員 分冊があることの良い点とそうでない部分は、先ほどの事務局の説明でもありましたが、先生が「ここだ!」という問いを投げかけたい時に、予め問いがのってしまっているとどうなのでしょう。生徒はどんどん先を読んで、「予習」をしてしまうと思います。それでしたら、分冊はなくても先生が生徒の実態に沿って、道徳的な価値に迫れるようなワークシートを準備することの方が効果的ではないのでしょうか。そういった意味では、分冊はやはり良い点ありますが、そうでない部分も浮き出してしまう気がします。

委員 先ほど教科書の大きさで話題にもなりましたが、支援の必要な生徒への配慮も考えると、机の上はできるだけスッキリしていたほうがよいのではないのでしょうか。

委員 東京書籍は「書く」ことが苦手な生徒にも、自分の気持ちが表現しやすい「心情円」があるので、自分の気持ちだけでなく他人の気持ちも理解することができて、議論がしやすくなるのではないのでしょうか。長い文は書けなくても、教材の余白に「つぶやき」の欄があり、ちょっとしたことを書き留めることができるのも、子どもたちが道徳に向き合いやすくなると思います。

委員 東京書籍の教材には最初に一コマ漫画が掲載されていて、生徒が教材に向き合いやすくなる工夫がされていてよいと思います。生徒が使いやすく、中身に入っていけることが一番大切だと思います。

教育長 意見等踏まえて、「東京書籍」と「日本文教出版」の2つの発行者に絞られてくると思うが、この2つの発行者で決をとる形でよいか諮る。

委員 異議なし

教育長 清川村立中学校の「特別の教科 道徳」の教科書を採択するにあたり、「東京書籍」がよいと思われる方に挙手を求める。

委員 全委員挙手

教育長 全員一致のため、清川村立中学校で採択する「特別の教科 道徳」は「東京書籍」を採択いたすことに決定。

教育長 続いて、小学校ならびに中学校教科用図書につきまして、審議に入るため、事務局より説明を求める。

事務局 小学校ならびに中学校教科用図書の採択については、法令及び文部科学省初等中等教育局長通知により、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、中学校においては平成27年に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないことになっている。法律により、当該採択地区内の市町村教育委員会は、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。愛川町は、本日31日に教育委員会議が開催され、採択の審議を行う予定であると確認。

今日の本村の採択結果については、愛川町教育委員会にも連絡を取り、確認・調整等を図っていく。

採択結果が、愛川町教育委員会の採択結果と異なった場合には、その種目について、教育長を清川村教育委員会の代表とし、愛川町と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、清川村教育委員会が採択する教科用図書とする。

各校のより提出された報告書について、資料のとおり説明。説明後、小

学校用教科用図書の採択に移る。(資料11ページ、1ページ)

教育長 質問、意見を求める。

委員 とくになし

教育長 「特別の教科 道徳」においては、昨年度の使用実績を踏まえ、そして小学校教科用図書につきましては、4年間の使用実績を踏まえ、継続使用ということでよいか諮る。

委員 意義なし

教育長 「特別の教科 道徳」および小学校教科用図書については、資料の1ページの2番に記載されているとおり、それぞれ継続使用として採択をする。

続いて、中学校の説明を事務局に求める。

事務局 資料12・13ページに基づき説明。

教育長 質問意見を求める。

委員 特になし

教育長 異議なしと認め、中学校教科用図書については、資料の1ページの3番に記載されているとおり、同一のものを継続して採択とする。

続いて、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、審議に入るため、事務局より説明を求める。

事務局 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択については、各教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能であるので、各学校から希望があった図書の中から、児童・生徒の障害の状況や発達段階等を考慮し、適切であると判断した図書について、採択をすることになっている。資料11ページ以降について、説明。

教育長 意見質問を求める。

委員 特になし

教育長 異議なしと認め、平成31年度使用学校教育法附則第9条による教科用図書については、資料の1ページの4番にあるとおり採択と決定。審議を終了。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することとしたが、資料の4ページに記載されているとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項の規定により、「当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっている。

したがって、必要があれば愛川町と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、清川村教育委員会が採択する教科用図書としていくことになるが、これについて意見を求める。

委員 異議なし

教育長 意義なしのため、愛川町教育委員会と採択が異なった場合は、協議の結果をもって清川村教育委員会の採択結果とする。事務局に対し、確認事項を求める。

事務局 愛川町との協議については、愛川町教育委員会の採択結果を確認し、必要が生じた場合に行う。行う場合には、8月1日以降の実施を予定。採択の結果につきましては、それ以降に公表する。また、採択の理由については、本日の議事録をまとめ、次回の定例教育委員会会議で報告します。

教科書採択の全ての決定は、教科用図書の採択及び採択理由の両方をもって、正式な採択となります。ただし、教科用図書の需要数報告との関係があるため、決定次第、小中学校には通知等にて先に周知させていただくことになるので、ご承知いただきたい。

休憩（再開10時15分から）

教育長 「(1) 清川の教育について」を事務局より説明を求める。

事務局 提出資料により説明。毎年度作成している冊子について、清川村の教育方針を掲載している。これについて、協議をお願いしたい。清川村の教育大綱に基づき作成したもの。

教育長 清川村総合教育大綱に基づき修正したものであるため、本大綱が平成30年度までのものとなっているが、これと同一でよいでは。修正するのであれば、前段の部分をその時代時代で検討するのはどうか。

事務局 基本的には総合教育大綱を推進していくことから教育方針を定めているため、リンクしていなければならない。そのため、大きな3本柱はこれに沿った形で修正しない。平成31年度には、総合教育大綱を再度検討する時期となるため、それに合せた形で教育方針も整理検討していく方向でいる。

教育長 質疑を求める。

委員 基本方針の6行目、問題を解決していく能力の育成が「一人一人」と漢字で記載されているが、教育大綱を見ると「ひとりひとり」となり、

相違が見られる。中断部分も同様。そろえたほうが良いのでは。

教育長 その他ご意見等あれば、8月15日（水）までご連絡をいただきたい。

教育長 「その他について」を諮る。

事務局 学校訪問について、日程調整の依頼。学校希望日は、9月19・20日であり、対象校は緑中学校及び宮ヶ瀬小中学校。

委員 どちらでもかまわない。

事務局 9月20日で依頼。時間等は後日連絡。

事務局 教育委員会視察について、日程は11月中旬から下旬を予定。調整後11月19・20日で予定。

教委長 夏休み前に、学校のあり方研究会について、児童生徒を通じ、保護者宛に学校状況を聞いていくため、委員募集を実施している。

委員 青龍祭の入魂式の時間帯が真夏の暑い時間帯に行われているが、高校野球でも同様の問題が取り上げられているが、今後も同様の時間帯で行っていくのか、または、熱中症の問題もあるので変更する可能性はあるのか。今年度は休憩所の問題もあり、気温35度を超えた場合など、予定とおりパレードを行っていくのか。実行委員会などでなにか意見は出ているか伺いたい。

事務局 他の時間の関係での意見はあるが、同様の話は今のところ出ていない。給水の関係で工夫を行っていく予定ではある。

教育長 実行委員会でも諮ってみる。

次回会議日程を調整した結果、8月22日（水）13時からと決定。

教育長職務代理者 閉会宣言（午前11時05分）

平成30年8月22日

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

岩 澤 吉 美

橋 本 直 人

加 藤 し の ぶ

今 野 郁 夫

石 川 高 美 子